

組合・組合員 のための 専門家派遣

中小企業組合や中小企業者等が抱える
様々な経営上の課題に対して、中小企業診断士、
税理士などの**専門家を派遣**し、中央会が
課題解決のお手伝いをいたします。
お気軽にご相談ください。

専門家派遣

(1) 一般枠

県内中小企業者等が抱える経営、技術、人材、情報化といった様々な経営上の課題
について、各分野の専門家を派遣します。

一部
自己負担
あり

(2) 経営強化・復興・事業承継・事業者BCP枠

次の経営課題を抱える中小企業者等を重点的に支援するために専門家を派遣します。

- 東日本大震災及び原子力発電所事故等の影響若しくは中小企業金融円滑化法の終了により経営上の課題を抱える中小企業者等
- 円滑な事業継承を行うための様々な経営課題を抱える中小企業者等
- 緊急事態発生時の事業継続若しくは早期復旧に制度上の課題を抱える中小企業者等

全額補助
(上限あり)

研修会・セミナー等

様々な経営課題を抱える中小企業等を対象に、本会が研修会・セミナーを開催します。

詳しくは裏面をご覧ください

福島県専門家活用経営支援事業

1

専門家派遣

(1)一般枠

補助対象 専門家派遣に係る謝金(補助額上限30,000円、内1/5は受益者負担)、専門家旅費

活用例

- ITツールの導入・DX化
- 人事戦略
- 業務効率化
- 事業再編

(2)経営強化・復興・事業承継・事業者BCP枠

補助対象 専門家派遣に係る謝金(補助額上限30,000円)、専門家旅費

活用例

- 販売・マーケティング・資金繰り
- 法律・労務・税務・情報化等
- 事業承継計画の策定・事業承継に伴う対策・後継者育成
- BCPの策定

2

研修会・セミナー

補助対象 専門家派遣に係る謝金(補助額上限30,000円)、専門家旅費、会場使用料等

テーマ例

- 会計・税務
- ハラスメントの防止
- SNS活用
- 法改正
- 価格転嫁
- 補助金等の活用 等

※1.専門家派遣、2.研修会・セミナー いずれもリモートによる支援も対象となります。

※お申込は先着となります。申込状況によっては、受付を終了する場合がございますので、当事業の利用を検討されている方はお早めにご相談ください。

まずはお近くの中央会にご相談ください!!

■本部

〒960-8053 福島市三河南町1番20号
(コラッセふくしま10F 経営支援課)
TEL.024-536-1265 FAX.024-536-1217
<http://www.chuokai-fukushima.or.jp>

■郡山事務所

〒963-8540 郡山市麓山1丁目1番1号
(福島県中地方振興局 企画商工部内)
TEL.024-934-7420(直通) FAX.024-973-6461

■会津事務所

〒965-0873 会津若松市追手町7番5号
(福島県会津地方振興局 企画商工部内)
TEL.0242-28-5343(直通) FAX.0242-28-7621

■相双事務所

〒975-0031 南相馬市原町区錦町1丁目30番地
(福島県相双地方振興局 企画商工部内)
TEL.0244-23-0125(直通) FAX.0244-26-3895

■いわき事務所

〒970-8026 いわき市平字梅本15番地
(福島県いわき地方振興局 企画商工部内)
TEL.0246-21-0832(直通) FAX.0246-24-3222



お気軽に
ご相談ください!